

6月定例会を土日を含む、6日から11日までの会期で開きました。

(傍聴者はのべ63名)

今定例会では、一般会計補正予算をはじめ、産業振興に向けた「中小企業への固定資産税減免」や、不適切処理に伴う過去複数の契約事案および「町長等の給料減額に関する条例の制定」などの29議案を審議・可決しました。

町が失念していた過去の専決処分（※下部参照）についても審議・承認しました。

さらに、議会活性化に向けた「会議規則の変更」や「地域材の利用拡大に向けた意見書」を全員賛成で可決しました。

議案質疑 ここを聞く！これを問う！

税条例の改正

佐藤 真二議員

他自治体では、必要な項目だけを専決している。全部を専決する必要性はない。

【答】 周知期間も必要と考えた。国の改正見本に従っている。他の自治体のやり方なども研究する。



議決なしの備品等購入

金田 英樹議員

今回の案件に留まらず、事務全体の規律徹底および手順の見直しが必要だ。

【答】 職員研修や手順確認なども通して全体的な規律徹底や改善を図る。



崩落防止工事

手嶋 靖隆議員

美咲野地区の崩落防止工事は、どのような被害への対応か。

【答】 調査で道路の段差やブロックのひび割れがわかっている。



中小企業への減免措置

※企業が新規に設備投資をした場合に、償却資産に係る固定資産税を減免する特例措置です

豊瀬 和久議員

中小企業への周知徹底および設備導入計画を作成しやすいようにサポートをするべきだ。

【答】 広報おおづとホームページに掲載する。商業観光課に相談窓口を開設し、サポートする商工会や金融機関との橋渡しを行っていく。



荒木 俊彦議員

町が固定資産税をゼロにしても、中小企業が補助金を受けられない事例があるのか。

【答】 補助金には枠があるので100%採択されるとはかぎらないが、申し込みが多い場合には、補助金が追加される可能性はある。



永田 和彦議員

中小企業の設備投資への固定資産税を減免する場合、認定は、どこが、どのような判断で行うのか。

【答】 企業が作成した先端設備導入計画が、町の導入促進基本計画に合致しているかを町が判断し認定する。



※【用語の解説】 専決処分（センケツショブン）

町長が予算や条例などを議会の議決を経ずに自ら決めることで、地方自治法に定めがあります。

急を要するなどの理由で会議を開くことができない場合などに行われ、町長は専決処分後、最初にかかれた議会に報告して承認を求める必要があります。ここで議会の承認が得られなかったとしても専決処分の効力に影響はありませんが、長の政治上の責任が残るといえます。

上程された議案・概要	桐原 則雄	府内 隆博	荒木 俊彦	津田 桂伸	永田 和彦	手嶋 靖隆	坂本 典光	大塚龍一 郎	源川 貞夫	本田 省生	佐藤 真二	豊瀬 和久	金田 英樹	山本富二 夫	山部 良二	三宮 美香	賛成 (○)	反対 (●)
税条例等の一部を改正する条例 地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、税条例の一部について改正を行ったもの	－	○	●	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	●	12	3
国民健康保険税条例の一部を改正する条例 地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、国民健康保険税条例の一部について改正を行ったもの	－	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14	1
町長等の給料の特例に関する条例の制定 議会の議決を失念した契約事案の不適正な事務処理等に伴い、町長の給料の10分の1を3ヶ月、副町長の給料の10分の1を1ヶ月の減額措置を行う条例の制定	－	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	12	3

詳細は
こちら



大津町議会

検索

大津町議会HP会議録

**議会全体で協議を深め
意見書を提出しました。**

議会は、H28年10月に新庁舎建設特別委員会を設置するなどし、これまで様々な場で議論を重ねてきました。

▼これまでの提言

住民の皆様の利便性向上、新庁舎を拠点としたまちづくりの実現、行政機能や災害対策機能の向上、そしてより開かれた議会に向けて「新庁舎建設に関する提言（H29・9）」「新庁舎建設に伴う議会関連施設・整備（H30・2）」提言してきました。

▼**新たな提言**

今回の「新庁舎建設における意見書」は、より住民目線でのレイアウトや人に優しい施設になるよう設計していただくために申し入れを行なったものです。

検討内容の詳細は、議会ホームページ（委員会）に掲載しています。



議員間ワークショップ

不適切な事務処理に対する町長の監督責任は

過去10年にわたり、議会の議決を得ずに備品や土地を購入していた案件が複数発覚したため、6月定例会において議決と承認を行いました。

また、それに関連して町長の給料1/10を3か月間、副町長の給料1/10を1か月間減額する条例の制定を審議しました。

各審議にあたっては、町の事務体制や規律を問う質疑や、再発防止に向けての意見が多数出されました。議会としても、町政の両輪の一つとして、一層の規律徹底に努めます。

Q 問題の概要は？

A 町の条例では、先に審議を行う予算に加え、予定価格700万円以上の物品と土地（5000m²以上）の取得については別途議会の議決が必要です。しかし、過去10年で電子黒板など6件と土地2件について議会への提案を行わないまま購入していました。また、同じく議会へ知らせる必要のあった発注工事5件の契約価格変更も報告されていませんでした。

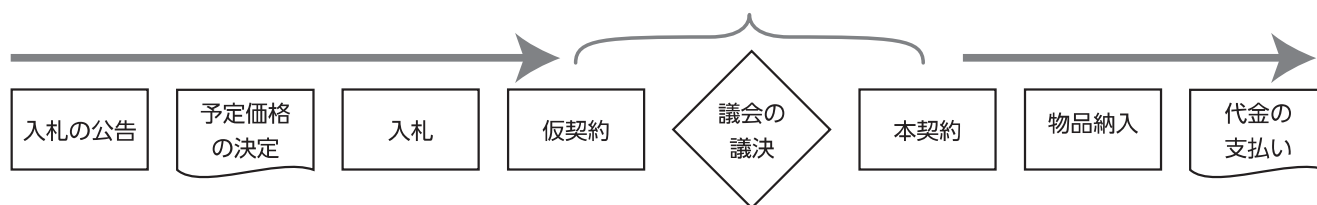


議会全員協議会（5月30日）

一般的な契約事務の手順

（一般競争入札・予定価格700万円以上の財産の取得の場合）

※今回の事案はこの部分の過程を経ずに、相手方との契約を結んでいた。



討論 賛成

すでに何度も反省の言葉を述べられており、気持ちはわかるが、誰かが責任を取らなければいけない。

そして、誰がどの程度の責任を取るのか考えなければいけない。

町長が示した責任者としての思いを踏まえて理解を示したい。



佐藤 真二
議員

討論 反対

町長始め、職員は、深く反省されるとともに、チェック体制の強化、新たなシステムの構築、職員の研修体制などの再発防止策を作られており、これ以上の処分は必要ない。

また、今回の事案に対して、このような重い処分を行うことは、誤った前例を作ることになる。



豊瀬 和久
議員

討論 賛成

議会の議決を怠った法令違反である。万が一、不正な契約があったら町民に対して大変な被害を与えてしまう重大な問題。だから自治法でダブルチェックの体制がある。町長は責任を示して、教訓として二度と起こらないように範を示さなければならない。



荒木 俊彦
議員

討論 反対

町長の意気込みはわかるが、多くの町民は減給処分を望んではない。望むことは、今後このようなことを起こさないための体制づくりだ。処分はその体制ができてからの問題だ。そして今回の不適切な事務処理は、あくまでも失念ということも勘案するべきだ。



永田 和彦
議員